

毎月1・11・21日発行

5/1

令和2年(2020)
No.2163

広報

Shinagawa

しながわ



Shinagawa City

品川区

掲載記事については、新型コロナウイルス感染症の影響により変更となる場合があります。

発行/品川区 編集/広報広聴課 ☎140-8715 品川区広町2-1-36 ☎3777-1111(代表) Fax5742-6870(広報広聴課) <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

外出は自粛してください

国による緊急事態宣言が発令中です。医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出は自粛してください。引き続き最新の情報を確認しながら、感染予防をお願いします。

東京都緊急事態措置相談センター

緊急事態宣言に伴う措置に対する都民の方や事業者の方の疑問や不安に対応します

☎5388-0567

受付時間 午前9時～午後7時(土・日曜日、祝日を含む毎日)

※新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口については8ページでご案内しています。

外出しなければいけないときは「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3密を避けましょう



せき 咳エチケット・手洗いを徹底しましょう

定期的に換気をしましょう



免疫力を高めるため、十分な睡眠や適度な運動、栄養バランスのとれた食事を心掛けましょう



区内中小企業事業者の方へ

区では、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に影響を受けた事業者の方を対象に融資あっせんを始めとした支援等を実施しています。

1 中小企業事業資金融資あっせん「経営変化対策資金2020」

- 2 ビジネス・カタリスト派遣
- 3 雇用環境整備事業助成金
- 4 社会保険労務士の無料相談窓口
- 5 雇用環境安定化事業助成金

※1～5について詳しくは、8ページをご覧ください。

経済産業省による事業者支援等のご案内

- 事業継続のための運転資金の融資
- 過去の借入資金返済の借り換え
- 雇用継続に伴う給与支払いの助成
- 家賃などの月々の固定費の支払い補助
- 税や社会保険料、公共料金の支払い猶予 など

※詳しくは経済産業省のホームページ(<https://www.meti.go.jp/covid-19/>)をご覧ください。

こちらからもアクセスできます



東京都よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者の方の経営上のあらゆる相談に対応するため、国が設置した無料の経営相談所です。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現在は電話相談のみ受け付けています。

☎6205-4728

受付時間 午前9時～午後5時(土・日曜日、年末年始、祝日を除く)

特別定額給付金(仮称)について

新型コロナウイルス感染症対策として国では特別定額給付金(仮称)を一律給付する予定です。品川区では、特別定額給付金(仮称)に速やかに対応するために準備を進めています。コールセンターの設置や申請方法などは決まり次第、区ホームページや広報紙など、様々な手段でお知らせしていきます。

給付金を装った詐欺にご注意ください。

- 品川区などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは絶対ありません。
- 品川区などが給付のために、手数料の振り込みを求めることは絶対ありません。

ご自宅や職場などに品川区などをかたった電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら、最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))などにご連絡ください。

東京都外国人新型コロナ生活相談センター

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う不安や生活への影響について、外国人の方の相談に対応します
※英語・中国語・韓国語など14言語に対応。

☎0120-296-004

受付時間/午前10時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

最新の情報は、区ホームページに掲載しています

感染症関連情報
The novel coronavirus



▲トップページのこのバナーからご覧いただけます

こちらからもご覧いただけます

問い合わせ 品川区新型コロナウイルス感染症対策本部(事務局:総務課総務係 ☎5742-6624 Fax3774-6356)

5月は消費者月間です 豊かな未来へ～「もったいない」から始めよう！～



今号では、「消費生活トラブル」とその相談窓口である品川区消費者センターについて紹介します。

こんな消費生活トラブルが増えていきます！

だまされない！賢い消費者になって、豊かで安定した消費

こんなトラブルに要注意！

悪質業者の手口と対策をよく知って、トラブルを回避しましょう。

定期購入トラブル

注文前に契約条件をよく確認する！

事例 スマートフォンの広告を見て「初回980円」の健康食品を注文。翌月また同じものが届いたので、同封の納品書を見たら定期購入で4回購入となっていた。

対策 ホームページを改めてよく確認すると、「4回の継続が条件、総額は〇〇円です」と小さな文字で記載されています。注文する前に、契約条件をよく確認すること！インターネットなどの通信販売では、クーリング・オフ制度(3ページ参照)は適用されません。「お試し」「初回0円」に惑わされず、複数回の継続購入が条件になっていないかなど、内容をよく確認しましょう。



架空請求

身に覚えのない請求には慌てない！

事例 「訴訟最終告知のお知らせ」のはがきが裁判所から届いた。慌てて電話をすると「このままだと財産を差し押さえられる」と言われ、指示されるままにコンビニで料金を支払ってしまった。

対策 冷静に考えてみるとまったく心当たりがない。しかし公的機関を装ったはがきの文面には、誰もが慌ててしまうものです。対策としては、電話番号が記載されていても絶対に連絡しない。また連絡してしまい金銭を要求されても、絶対に支払わないことが大事です。支払う前には身近な人にひと言相談しましょう。はがきのほか、スマートフォンのショートメッセージや封書でこのような知らせが届くこともあります。



マルチ商法

簡単に稼げる、儲かるという話には乗らない！

事例 高校時代の友人から「久しぶりに食事をしよう」と誘われ、「儲かるアルバイト」として健康食品の販売を勧められ会員になる。しかし勧誘時の話とは違いまったく儲からず、商品の在庫と借金だけが残った。

対策 マルチ商法とは、友人や知人を販売組織に参加させれば収入が得られるなどと勧誘し、商品やサービスを契約させる商法で、ネットワークビジネスと言われることもあります。契約しても販売成果をあげられず借金が残り、さらには自分が被害者となるだけでなく、自らが勧誘・販売することで加害者にもなってしまいます。友人、親戚など身近な人からの勧誘でもハッキリと断り、甘い言葉を信じて契約しないことです。



点検商法

知らない訪問業者を簡単に家に入れない！

事例 「無料です」というので屋根を点検してもらおうと、「屋根の下が腐っていますよ」と言われた。修理を頼むと高額な工事契約をさせられた。

対策 「無料で点検してあげます」と言って家にあがり、「これは大変」などと不安をあおり、高額で unnecessary 修理代やリフォーム代を請求してきます。「床下点検」「屋根点検」「耐震診断」などは注意が必要です。対策としては、知らない訪問業者が言うことをうのみにせず、すぐに契約しないこと。こうした業者は、親切で愛想がよいのが特徴です。



消費生活相談員に聞きました

トラブルに巻き込まれるこんなケースに要注意！



高齢者編



「おかね」「けんこう」「こどく」の3Kにつけ込まれる

年をとれば誰でも老後の資金に不安を持つもの。特に高度経済成長期の豊かな日本経済を経験した世代は、「必ず儲かります」という話を信じやすく、高額な投資や出資を簡単にしてしまう傾向があります。

また1人で家にいる時間も長いので、健康に不安があったり、孤独を感じていたりするところに親切にされると、つい相手を信頼してしまい、言われるがままにお金を使ってしまう。だまされていること自体に気づいていないこともあります。

■まわりの方の「見守り」が高齢者の消費生活トラブルを防ぐ

「あれ？いつもと違う」「なにかおかしい…」高齢者の暮らしの変化に、まわりの方が気づいてあげることでトラブルを回避できることは少なくありません。見守り、声かけ、トラブルに巻き込まれているようでしたら消費者センターなどの関係機関へご連絡ください。

ブルガ

商品やサービスがあふれ、自由に好きなモノを選べる時代。豊かな暮らしを支える消費生活を送るにはどうしたらよいでしょうか。それにはまず、賢い消費者となってだまされないこと！残念なことに、社会には消費者をだます悪質業者が存在します。その手口は年々巧妙となり、最近ではインターネットによるトラブルも増えています。

こうした手口、対策について、たくさんの情報を持っているのが品川区消費者センターです。「おかしいな？」と思ったら迷わず消費者センターへお問い合わせください。

生活を送りましょう。

問い合わせ 品川区消費者センター(西品川1-28-3中小企業センター4階 ☎6421-6136 Fax6421-6132)

トラブル回避のための心得、基本3カ条

どうすれば契約のトラブルを避けられるでしょうか。すべてに通じる心得は次の3つです。

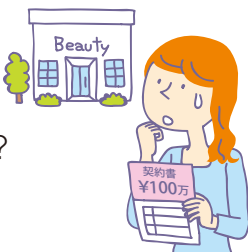
その場で契約しない

契約とは法的なルール。
よく考えてから契約する

契約とは、法律的な責任が生じる約束のこと。「契約書」のような書面がなくても、「売りたい」「買いたい」という合意があれば契約は成立します。契約が成立したら消費者には「代金を支払う義務」、お店には「商品・サービスを引き渡す義務」が生まれます。正当な理由がない限り一方的にやめることはできません。

契約する前に考えたいこと

- 本当に必要なもの？
- 支払える金額？
- 値段は妥当？
- 信用できるお店？
- 安全なもの？



クーリング・オフ制度について

訪問販売や電話勧誘販売など、特定の取り引き形態で契約をした場合に、一定の期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。対象となる取り引きと期間は、法令によって定められており、訪問販売の場合、契約書を受け取ってから8日間です。

なお、通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。事業者が返品の可否、返品期限などに関する特約を設けている場合はそれに従うことになります。特約がない場合は、受け取った日から数えて8日以内であれば返品できます。

そく、断る

キッパリと断ることが大事。
話が長引くと断りにくなる

キッパリと断る練習をして日頃から備えましょう。



こんな断り方はやめましょう



相談する

「おかしいな？」と思ったら
すぐに相談！

「あれっ?」「おかしい…」と思ったら、すぐに消費者センターへ連絡してください。悩んでも答えは出ません。とにかくスピーディーな対応が必要です。

消費者センターは、消費生活トラブルに関するたくさんの情報を持っています。トラブルに巻き込まれることは誰にでもあること。自分を責めたりせず、まずは相談しましょう。相談内容や個人情報ほかの人に伝わることは絶対にありません。



消費生活相談

消費者センターでは、専門的な知識と経験を持つ相談員が消費生活に関する相談に応じます。問題解決のための助言やあっせんを行います。

●品川区消費者センター「消費生活相談」

消費生活相談専用ダイヤル
☎6421-6137

月～金曜日	午前9時～午後4時(電話・来所)
土曜日	午後0時30分～4時(電話のみ)
第4火曜日 夜間相談	午後4時～7時(電話のみ)

※祝日・年末年始は除く。

対象/区内在住・在勤・在学の方

※新型コロナウイルス感染症の影響により、窓口相談は休止しています(5月1日現在)。

新型コロナウイルス感染症に便乗した「悪質な勧誘」「あやしい電話」に注意しましょう！

新型コロナウイルス感染症を口実にした消費生活トラブルが増えています。不審に思った場合やトラブルにあった場合は、早めに消費者センターまでご相談ください。

事例

- 「下水道管が新型コロナウイルスに汚染されているので清掃します」とのショートメッセージが届いた。
- 信用金庫の行員と名乗り「コロナ関連で補助金が出る。カードと印鑑を用意してください」という電話があった。
- 「行政からの委託で消毒に行く」という電話がかかってきた。
- マスク販売事業への投資を呼びかけるメッセージがスマートフォンに届いた。

- 「新型コロナウイルスが水道水に混ざっている」などの根拠のない話には絶対に耳を貸さない！
- 銀行員、行政職員を名乗るあやしい電話、心当たりのない送信先からのメールやショートメッセージには反応しない！
- 新型コロナウイルスを口実にした悪質な勧誘を行う業者には耳を貸さない！



インターネットを介して仕入れた情報を信じてしまう

インターネットを通じて売買される情報を「情報商材」と言います。「簡単に確実に儲かる」ことを強調した儲け話の情報が典型で、大学生をはじめとした若い世代がトラブルに巻き込まれるケースが増えています。情報商材を購入したけれど、もちろんうたい文句のような成果は得られません。お金も戻ってきません。

若者編



■インターネットで知り合った人を簡単に信用しない

情報商材の売買では、SNSで連絡を取り合って仲良くなり、呼び出されて契約という流れがあります。SNSで知り合ったばかりの相手の言うことを簡単に信用してしまう、呼び出されたら抵抗なく行ってしまふ。その辺りに問題の根があるのではないのでしょうか。

不燃化特区 支援制度

区では、都と連携して進めている「木密地域不燃化10年プロジェクト」に基づき、地域の防災性や住環境を向上させる支援制度を実施しています。
今後も引き続き、燃え広がらない・燃えないまちづくり（不燃化）を推進していきます。

令和2(2020)年度までの期限付きの制度です

不燃化特区とは

木造住宅密集地域（木密地域）のうち、地震時の危険度が高いなど特に重点的・集中的に改善を図るべき地区として、区からの提案に基づき都が指定する地区

問い合わせ／木密整備推進課木密整備担当（本庁舎6階 ☎5742-6925 Fax5742-6756）

助成の対象となる方

不燃化特区内で平成17年3月31日以前に建築された木造建築物（耐火・準耐火建築物を除く）をお持ちの方
※昭和56年5月31日以前に建築された軽量鉄骨造建築物をお持ちの方も対象になる場合があります。
※中小企業が実施する工事も対象になる場合があります。

助成内容

1. 解体除却費用（平成25年度より実施）

助成対象建築物および付随する工作物の解体除却費用を助成します。

対象／助成対象建築物の所有権を有する個人ほか
助成額／1m²あたり27,000円
（上限13,500,000円）

- 累計助成件数……640件（平成25～令和元年度）
- 平均助成金額……約256万円

2. 除却に伴う引っ越しにかかる費用（平成28年度より実施）

住み替えなどに必要となる転居一時金・移転費用・家賃を助成します。

対象／除却される老朽木造建物を平成28年5月31日以前から継続して使用している建物所有者か賃借人（個人）
助成額／建築物の使用面積により異なります

- 累計助成件数……386件（平成28～令和元年度）
- 平均助成金額……約46万円

3. 耐火・準耐火建築物にするための費用（平成28年度より実施）

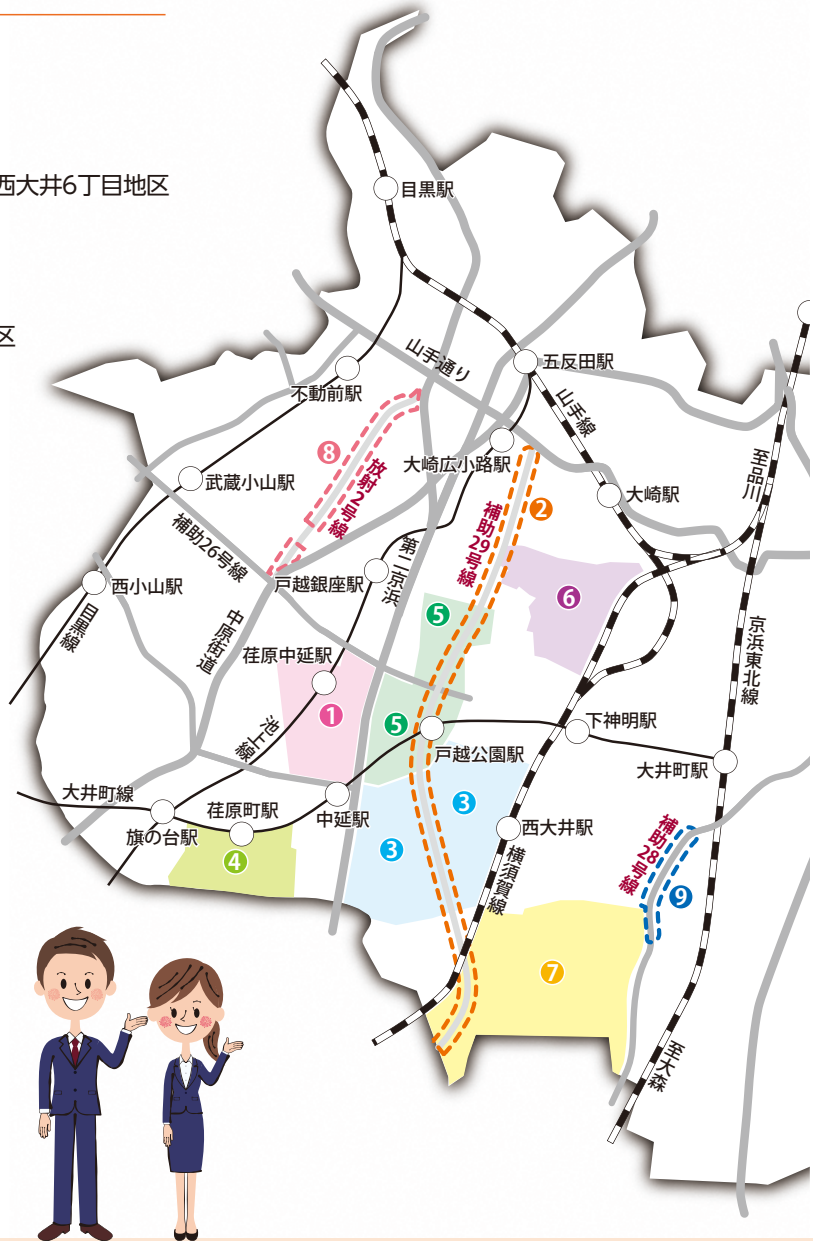
老朽建築物を解体し、不燃構造化するために必要な費用を助成します。

対象／品川区の除却支援制度を利用して老朽建築物を除却した方
助成額／対象床面積により異なります

- 累計助成件数……289件（平成28～令和元年度）
- 平均助成金額……約332万円

不燃化特区〈9地区〉

- 1 東中延1・2丁目、中延2・3丁目地区
- 2 補助29号線沿道地区
- 3 豊町4・5・6丁目、二葉3・4丁目及び西大井6丁目地区
- 4 旗の台4丁目、中延5丁目地区
- 5 戸越2・4・5・6丁目地区
- 6 西品川2・3丁目地区
- 7 大井5・7丁目、西大井2・3・4丁目地区
- 8 放射2号線沿道地区
- 9 補助28号線沿道地区



● 不燃化特区支援制度 助成金額算出例 100m²の木造老朽建築物を除却し、100m²の準耐火建築物を建てる場合

1. 除却支援

1m²あたり27,000円が助成金上限となります
100m²×27,000円
=2,700,000円

2. 住み替え支援

除却対象の建築物の使用面積により上限額が決まります
100m²の場合（建物所有者が対象のケース）
● 転居一時金（礼金・仲介手数料・権利金）420,000円
● 移転費用 往路：160,000円、復路：160,000円
● 家賃（最大3カ月分）420,000円

3. 不燃構造化支援

新たに建てる建築物の対象床面積に応じて助成金額が決まります
100m²の場合
● 建築設計費・工事監理費 1,416,000円
● 工事費など 1,510,000円

合計
= 最大
6,786,000円

がけ擁壁の安全化を支援しています

● がけ擁壁安全化アドバイザーを派遣します
がけおよび擁壁の安全化の第一歩として、専門家を現地に派遣し、擁壁の安全化に向けたアドバイスをを行っています。

● がけ擁壁の安全化対策工事費の一部を助成します

土砂災害警戒区域内や道路・公共施設沿いのがけおよび擁壁が対象となります。
※詳しくは区ホームページをご覧ください。

問い合わせ 建築課審査担当（構造）
☎5742-9172 Fax5742-6898

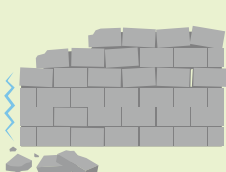


ホームページはこちら

道路沿いのブロック塀等の安全化を支援しています

区では、安全性が確認できない道路沿いのブロック塀等を除却するなどの安全対策工事費の一部を助成しています。詳しくは区ホームページをご覧ください。

問い合わせ 建築課審査担当（構造）
☎5742-9172 Fax5742-6898



ホームページはこちら

木造住宅の除却を支援しています 不燃化特区以外の地域でも、除却の助成支援があります

必ず起こる、また、いつ発生してもおかしくない大地震に対し、住宅の倒壊に加え、火災の延焼による被害の拡大に万全の備えをするため、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅の除却助成を行っています。対象地域は区ホームページをご覧ください。

補助率	助成上限額	
戸建て住宅	費用の1分の1	150万円
共同住宅	費用の1分の1	300万円

※緊急耐震重点区域では助成額が30万円加算されます（令和2年度まで）。

問い合わせ 建築課耐震化促進担当
☎5742-6634 Fax5742-6898



ホームページはこちら



5月は
自転車月間
です

5月5日は自転車の日

交通ルールを守り、自転車を安全・適正に利用しましょう

問い合わせ 土木管理課交通安全係 ☎5742-6615 Fax5742-6887

自転車安全利用TOKYOキャンペーン

区内では、5月1日～31日に自転車安全利用TOKYOキャンペーンが実施されます。
自転車安全利用五則などの交通ルールの遵守とマナーの向上に努めましょう。

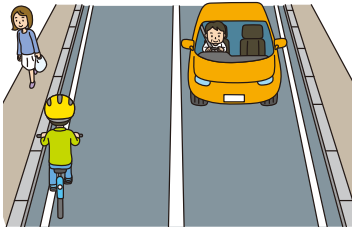
自転車安全利用五則

自転車は自動車と同じ「車両」です。交通ルールを知らずに違反運転をすると非常に危険です。
正しい交通ルールを学び、自転車を安全に利用しましょう。

1

自転車は、車道が原則、歩道は例外

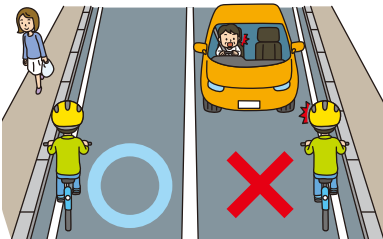
道路交通法上、自転車は軽車両に位置付けられています。歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。



2

車道は左側を通行

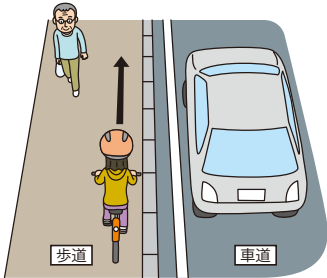
自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。



3

歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道ではすぐ停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



4

安全ルールを守る

違反すると罰金や料金の対象となります。

自転車も飲酒運転は禁止

罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
※酒に酔った状態で運転した場合。

二人乗りは禁止

罰則 2万円以下の罰金または料

並進走行禁止

罰則 2万円以下の罰金または料
※「並進可」の標識のある場所以外では禁止です。

信号を守る

罰則 3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

交差点での一時停止と安全確認

罰則 3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金
※一時停止の標識を守り、狭い道から広い道へ出るときは徐行しましょう。

夜間はライトを点灯

罰則 5万円以下の罰金
※前照灯および尾灯または反射器材をつけましょう。

5

子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させる場合は、乗車用ヘルメットを着用させましょう。



ルールを守って
安全運転!

東京都の条例により、令和2年4月から自転車損害賠償保険等への加入が義務化されました。区では今年度も「区民交通傷害保険」を募集します。内容など詳しくは土木管理課の区民交通傷害保険専用電話へお問い合わせください。

区民交通傷害保険専用電話

☎5742-7660

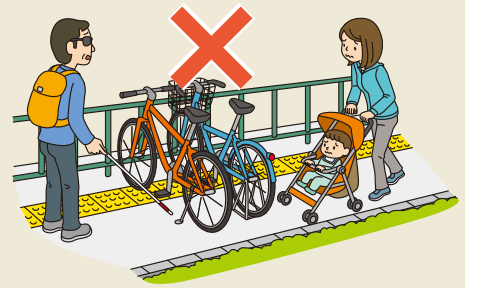
区ホームページ

「防災・くらしの安全」

「交通安全」

「品川区 区民交通傷害保険」

道路は駐輪場では
ありません。
自転車やバイクは
駐輪場に
とめましょう。



問い合わせ/土木管理課自転車対策係
☎5742-6786 Fax5742-6887

相談案内

※新型コロナウイルス感染症対策のため、業務を休止している場合があります。

※祝日を除きます

相談内容	曜日	時間	場所
区民相談		9:00~17:00	☎3777-2000 ※受付は午後4時30分まで
犯罪被害者等相談	(月)~(金)		
法律相談	第3日	9:30~12:00	区民相談室 相談日1週間前の午前9時から ※予約開始日が休日の場合は翌開庁日から ☎3777-1111(代)へ予約(先着)
	第1(火) (水)、第2・4(月)	18:00~20:30	
税金相談	第2・4(火)		※区民の方向対象法人は対象外
不動産取引相談	第2・4(金)		
司法書士相談	第2(木)		
行政書士相談	第1~4(金)	13:00~16:00	
社会保険労務士相談	第1(金)		
人権身の上相談	第1・3(火)		
国の行政相談	第1・3(木)		☎3777-2000 ※受付は午後3時30分まで
外国人英語生活相談	第2・4(火)	9:00~17:00	☎3777-2000 ※受付は午後4時30分まで
外国人中国語生活相談	第2・4(木)		

相談内容	曜日	時間	場所
消費生活相談	(月)~(金)	9:00~16:00 電話第4(火) 16:00~19:00 電話(土) 12:30~16:00	消費者センター ☎6421-6137
カウンセリング相談(電話)	第1・2・5(木) 第3(水)	10:00~15:30 10:00~19:30	男女共同参画センター ☎5479-4105
DV相談	第2を 除く(金) 第2(金)	13:00~16:00 17:30~20:30	相談日の1カ月前から 男女共同参画センター ☎5479-4104へ予約
家庭相談	(火) (水)・(金)	13:00~17:00 9:00~13:00	子育て応援課 ☎5742-6589へ予約
ひとり親家庭相談	(月)~(金)	8:30~17:00	子育て応援課 ☎5742-6589
ひとり親就労相談	(火)・(水)・(金)		
児童相談	(月)~(金)	8:30~17:00	子ども家庭支援センター ☎6421-5236
	(月)~(土)	9:00~18:00	子育て支援センター ☎5749-1032
若者等ひきこもり相談	(月)~(金)	9:00~17:00	東京都品川児童相談所 ☎3474-5442
	電話(月)~(金) 来所(火)・(木)	10:00~17:00	エールしながわ ☎5718-1273

相談内容	曜日	時間	場所
①マンション相談(管理組向け)	管理運営 第2・4(火) 建替・修繕 第3(火)	13:00~16:00	①住宅課 相談日の1週間前までに予約 ②第二庁舎3階ロビー 園住宅課 ☎5742-6776
②住宅相談(個人住宅向けリフォーム、建替)	第3(水)	10:00~15:00	
耐震相談	第1(木)	10:00~16:00	建築課 ☎5742-6634
手話通訳者付き相談	(水) (金)	13:00~16:00 9:00~12:00	障害者福祉課 Fax3775-2000
交通事故相談	(月)~(金)	8:30~16:00	品川交通事故相談所 ☎5742-2061
内職相談	(月)~(金)	9:00~17:00	就業センター
職業相談・紹介	(月)~(金)	9:00~17:00	☎5498-6353
わかもの・女性向け就業相談	(月)・(金) (火)~(木)	10:00~17:00 13:00~17:00	商業・ものづくり課 ☎5498-6334へ予約

新型コロナウイルス感染症対策期間中にも、健康的な生活習慣を維持しましょう

ストレスへの対処・交流

- 自身の信頼できる人と話すことは、ストレスや不安を緩和します。電話やメールを上手に活用して、家族・友人と交流しましょう。
- 自宅でできる趣味活動を楽しみましょう。
- 不安を感じる場合は、メディア報道を見すぎないことも必要です。
- ストレスへの対処法として、タバコやお酒、服薬などに頼らないようにしましょう。
- 室内でも、1日20分程度は日光に当たしましょう。
- 十分な睡眠時間を確保しましょう。



運動・身体活動

- 通常、室内で運動している人は、自宅でできるものをいつもどおり実践しましょう。
- 階段昇降やいすの立ち座り運動なども筋力維持に効果的。家事などもあわせて、家の中でも1日2000～3000歩を確保しましょう。
- 散歩やウォーキングは人混みを避けるなど工夫しましょう。帰宅時はうがい・手洗いを徹底しましょう。
- ラジオ体操やテレビ体操、インターネットの運動動画を活用してみましょう。

いすスクワット

手を使わずにいすからの立ち座りをゆっくり繰り返す。目安は10～20回。



テレビを見ながらかかとの上げおろし



食・栄養

- 少量ずつでも多様な食品を食べて、栄養不足にならないよう気をつけましょう。
- 下の10食品群から1群で1点とし、1日7点以上を目安にしましょう。
- 宅配や配食サービスも上手に活用しましょう。

1 肉	点	6 緑黄色野菜	点
2 魚介類	点	7 海藻類	点
3 卵	点	8 いも	点
4 大豆・大豆製品	点	9 果物	点
5 牛乳・乳製品	点	10 油を使った料理	点
あなたの点数は・・・			点

少量ずつでも1群で1点。毎日7点以上を目安に。
〈東京都健康長寿医療センター研究所社会参加と地域保健研究チーム作成〉

問い合わせ 高齢者地域支援課 ☎5742-6733 Fax5742-6882

健康ガイド

●品川保健センター ☎140-0001 北品川3-11-22 ☎3474-2225 Fax3474-2034

●大井保健センター ☎140-0014 大井2-27-20 ☎3772-2666 Fax3772-2570

●荏原保健センター ☎142-0063 荏原2-9-6 ☎3788-7016 Fax3788-7900

応急診療所

行く前に必ず電話連絡を。健康保険証を忘れずに！
☎内科 小児科 歯科 骨接骨 薬局

小児平日夜間/午後8時～午後11時(受付は午後10時30分で終了)			
月～金曜日	小	品川区子ども夜間救急室 ※外傷は対応できません ●5月4～6日は休診です。休日昼間・夜間をご覧ください。	旗の台1-5-8 ☎3784-8181 昭和大学病院中央棟4階
休日昼間・夜間/午前9時～午後10時(受付は午後9時30分で終了)			
5月3日(祝)	内小	品川区医師会休日診療所	北品川3-7-25 ☎3450-7650
4日(祝)	内小	荏原医師会休日診療所	中延2-6-5 ☎3783-2355
5日(祝)	薬	会営薬局しながわ	北品川3-11-16 ☎3471-2383
6日(休)	薬	荏原休日応急薬局	中延2-4-2 ☎6909-7111
10日(日)			
休日昼間/午前9時～午後5時(受付は午後4時30分で終了)			
5月3日(祝)	内小	はせがわ内科クリニック	大井3-25-13 ☎3775-1311
	歯	藤田歯科クリニック	西品川3-5-8 ☎3491-3333
	歯	戸越銀座デンタルケアクリニック	平塚3-1-12 ☎6908-1188
	骨	山根接骨院	西品川1-23-15 ☎3779-9137
	骨	須藤柔道整復院	中延5-8-12 ☎3783-0526
5月4日(祝)	内小	酒寄医院	東大井2-26-3 ☎3761-3250
	歯	おくの歯科医院	戸越4-7-14 ☎3788-8241
	歯	青柳歯科	小山4-3-1 ☎3781-0516
	骨	ケアステーション鍼灸・整骨院	大井1-45-4 ☎3771-2727
	骨	しおざわ接骨院	西中延2-18-20 ☎5702-8158
5月5日(祝)	内小	ふじいクリニック	西大井4-15-4 ☎5718-1417
	歯	JUN歯科クリニック	南品川2-4-1 ☎5783-5580
	歯	大岡歯科医院	東中延1-11-13 ☎3781-6285
	骨	品川接骨院	南品川4-17-8 ☎3458-1993
	骨	荒川接骨院	中延4-5-21 ☎3787-9520
5月6日(休)	内小	おりしきみつるクリニック	東大井2-19-11 ☎5762-2789
	歯	おの歯科クリニック	南品川3-4-12 ☎5783-6556
	歯	戸越銀座歯科・矯正歯科クリニック	平塚1-5-3 ☎5498-0011
	骨	大井整骨療院	大井3-26-8 ☎3772-5847
	骨	昭和通り接骨院	西中延2-9-13 ☎3788-7470
5月10日(日)	内小	京浜中央クリニック	南大井1-1-17 ☎3763-6706
	歯	サトウ歯科医院	南大井5-23-8 ☎3763-4466
	歯	梅宮歯科医院	平塚1-5-5 ☎3781-8880
	骨	飯塚接骨院	南大井4-11-6 ☎3763-3270
	骨	かとう整骨院	旗の台3-10-1 ☎5750-3525
土曜日夜間/午後5時～午後10時(受付は午後9時30分で終了)			
5月2日(土)	内小	品川区医師会休日診療所	北品川3-7-25 ☎3450-7650
	薬	会営薬局しながわ	北品川3-11-16 ☎3471-2383
5月9日(土)	小	品川区子ども夜間救急室 ※外傷は対応できません	旗の台1-5-8 ☎3784-8181 昭和大学病院中央棟4階

※重病の方は119番をご利用ください。 ※受付時間にご注意ください。

難病の方のためのリハビリ教室

- 日 6月4日(休) 午後1時30分～3時30分
- 内容 グループリハビリと交流
- 講師 伊藤滋唯(理学療法士)
- 対象 パーキンソン病・脊髄小脳変性症などの難病の方と家族20人(先着)
- 場 申問電話で、大井保健センター☎3772-2666へ



健康センターは休館します

●品川健康センター

日 5月20日(水)
同センター
(☎5782-8507 Fax5782-8506)

●荏原健康センター

日 5月17日(日)
同センター
(☎3788-7017 Fax3788-7052)

令和2年度 国保基本健診・後期高齢者健康診査 実施延期のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国保基本健診・後期高齢者健康診査は、当面の間、実施を延期します。
開始時期につきましては、決まり次第、区のホームページなどでお知らせします。
受診券は開始時期が決まりましたら送付します。

問い合わせ/国保医療年金課保健指導係 ☎5742-6902 Fax5742-6876

医療機関の24時間案内

- 東京都保健医療情報センター(ひまわり) ☎5272-0303 Fax5285-8080
- 救急相談センター(救急車を呼ぶのを迷ったら) ☎#7119 IP電話などは☎3212-2323

お子さんの急な病気に困ったら

- 小児救急電話相談 ☎#8000 IP電話などは☎5285-8898
月～金曜日/午後6時～翌日午前8時 土・日曜日、祝日、年末年始/午前8時～翌日午前8時

眼科応急診療

日曜日、祝日=午前9時～翌日午前8時	日・月・水・土曜日、祝日	東邦大学医療センター大森病院 大田区大森西6-11-1 ☎3762-4151
月～金曜日=午後5時～翌日午前8時	日・火・金・土曜日、祝日	昭和大学病院附属東病院 西中延2-14-19 ☎3784-8383
土曜日=正午～翌日午前8時	木曜日(祝日を含む)	荏原病院 大田区東雪谷4-5-10 ☎5734-8000

※緊急手術や重症患者対応時は、お待ちいただくか他院を紹介する場合があります。

しながわ情報プラザ

お知らせ

5月の区議会

議会運営委員会	18日(月) 午後1時、 26日(火) 午前10時30分
総務・区民・厚生・建設・文教委員会	19日(火) 午後1時
行財政改革特別委員会	20日(水) 午後1時
オリンピック・パラリンピック推進特別委員会	22日(金) 午後1時
本会議	27日(水) 午後1時

※傍聴券は、開会の1時間前から交付します。なお、傍聴席には限りがあります。
 区議会事務局
 ☎5742-6809 Fax5742-6895

「春季プレミアム付品川区共通商品券」販売延期のお知らせ

「春季プレミアム付品川区共通商品券」は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて事前申込と販売を延期しています。今後の販売等については決まり次第、本紙や区ホームページなどでお知らせします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
 品川区商店街連合会事務局
 HP shoren.shinagawa.or.jp/
 商業・ものづくり課
 ☎5498-6332 Fax3787-7961

女性相談員による面接相談(性別不問)

- 法律相談(離婚、相続などの法律問題)
 日 6月3日(水)・9日(火) 午後1時～3時30分、15日(月) 午後5時30分～8時
 - カウンセリング相談(生き方、人間関係、セクシュアリティなどの悩みごと)
 日 6月25日(木) 午後1時～4時
 - DV相談(配偶者・恋人などからの暴力)
 日 6月5日(金)・19日(金)・26日(金) 午後1時～4時、12日(金) 午後5時30分～8時30分
- 共通

場 申 相談日の1カ月前から、電話で男女共同参画センター(東大井5-18-1 きゅりあん3階 ☎5479-4104 Fax5479-4111)へ
 ※相談室の入室は1人のみ。託児なし。

「家庭の日」です

毎月第一日曜日は

家庭は、子どもにとって憩いの場所
心のよりどころ
豊かな心を育む大切なところで

「家庭の日」には…

- 「家族いっしょに楽しいごはん」
 家族と一緒に過ごす時間をつくり、家庭の大切さを見つめ直してみましょう。

問い合わせ/子ども育成課庶務係
 ☎5742-6720 Fax5742-6351

特別障害者手当・障害児福祉手当をご存じですか

- 次にあてはまる方は申請できます
- ①特別障害者手当
 重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障害が重複している。または、これらと同等の障害や疾病、精神障害がある)
 月額/27,350円
 ※施設に入所している方、3カ月を超えて継続して入院している方、本人や扶養義務者などが所得制限を超えている方は受給できません。
- ②障害児福祉手当
 重度の障害があるため、常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の方(おおむね身体障害者手帳1級と2級の一部。愛の手帳1度と2度の一部。これらと同等の疾病、精神障害がある)
 月額/14,880円
 ※施設に入所している方、本人や扶養義務者などが所得制限を超えている方は受給できません。
- 次にあてはまる方は受給資格がなくなりますので早めにお届けください
- 特別障害者手当受給者で施設に入所した方や3カ月を超えて継続入院した方
- 障害児福祉手当受給者で施設に入所した方や障害年金(障害を事由として受け取る年金)を受給することになった方
- 経過の福祉手当受給者で施設に入所した方や障害年金・特別障害給付金を受給することになった方
- ※届け出がないまま手当を受給していると、受給資格がなくなった日までのさかのぼって返還していただきます。

共通
 区 直接、障害者福祉課障害者福祉係(本庁舎3階 ☎5742-6707 Fax3775-2000)へ

土壌汚染について

都環境確保条例では特定有害物質の使用があった工場・指定作業場で、施設の廃止や除却を行う場合、土壌汚染調査を実施し、区に報告することが義務付けられています。ご不明な点はお問い合わせください。
 環境課指導調査係
 ☎5742-6751 Fax5742-6853

地域スポーツクラブのお知らせ

地域スポーツクラブのフリースポーツや教室は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日程が未定です。実施の有無が決まり次第、区ホームページや町会掲示板でお知らせします。
 問い合わせ/スポーツ推進課地域スポーツ推進係
 ☎5742-6838 Fax5742-6585

サマールックキャンペーン

冷房器具に頼り過ぎず、軽装による体感温度の調節を行いましょう。室温28℃を目安に適正な冷房を心掛けるなど、無理のない範囲で身近な省エネに努め、環境にやさしい夏を過ごしましょう。
 日 5月1日(金)～10月31日(土)
 環境課環境推進係
 ☎5742-6755 Fax5742-6853

東京都重度心身障害者手当をご存じですか

- 次にあてはまる方は申請できます。
- 区内に住所があり、次の全てにあてはまる方
- ①65歳未満
- ②次のいずれかの障害がある
- 重度の知的障害と、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する
- 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している
- 重度の肢体不自由者であって両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する
- ※障害の程度の診断は、東京都心身障害者福祉センターで受ける必要があります。
- ③所得制限を超えていない
- ④施設に入所していない
- ⑤3カ月を超えて入院していない
- 月額/60,000円
- 区 印鑑、身体障害者手帳か愛の手帳(お持ちの方)を持って直接、障害者福祉課障害者福祉係(本庁舎3階 ☎5742-6707 Fax3775-2000)へ

「都営住宅入居者の募集」延期のお知らせ

5月に「都営住宅入居者の募集」を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で6月上旬に延期になりました。詳細が決まりましたら本紙で改めてお知らせします。
 都営住宅募集センター
 ☎3498-8894
 住宅課住宅運営担当
 ☎5742-6776 Fax5742-6963

「2020品川区民春のコンサート」中止に伴うチケット払い戻しについて

新型コロナウイルス感染症の影響により「2020品川区民春のコンサート」(5月23日(土))は中止となりました。チケットは郵送により払い戻しを行います。
 郵送締め切り日/5月27日(水)(必着)
 同封する書類/①チケット現品②返送先の住所・氏名・電話番号・同封したチケット枚数を書いたメモ
 送付先/品川区役所文化観光課「春のコンサート担当」(☎140-8715品川区広町2-1-36)
 ※チケットがない場合は払い戻しできませんので、チケットを必ず同封してください。現金書留により払い戻しします。
 文化観光課文化振興係
 ☎5742-6836 Fax5742-6893

国保・年金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国民健康保険証と高齢受給者証の再交付手続きを郵送で受け付けます

対象となる方/国民健康保険に加入中の状態であり、有効期限未到来の保険証の交付を受けていた方
 ※ただし、保険証の発行までには7日間程度かかります。詳しくはお問い合わせください。
 区 国保医療年金課資格係
 ☎5742-6676 Fax5742-6876

募集

事業承継専門家派遣募集

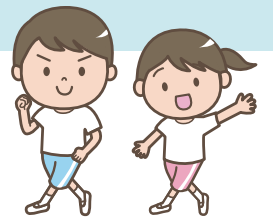
専門家が事業者を個別訪問し、事業承継や事業継続について個々の悩みを伺い、アドバイスします。新型コロナウイルス感染症に伴う経営相談や廃業相談についても承っています。
 区内中小企業の経営者、後継者
 ※1事業者あたり3回まで。
 ※詳しくは区ホームページをご覧ください。
 区 商業・ものづくり課中小企業支援係
 ☎5498-6340 Fax5498-6338

スポーツ協会からのお知らせ

6月の大会などを次の通り予定しています。開催の可否を含め詳細については5月8日(金)以降、スポーツ協会ホームページに掲載しますのでご確認ください。ただかお問い合わせください。

- フラダンス講習会(6月13日(土)・20日(土))
- 9人制クラス別バレーボール大会(6月14日(日))
- 第71回春季新人優勝卓球大会(6月14日(日))
- 9人制ねりんバレーボール大会(6月28日(日))
- 第72回品川区前期リーグ卓球大会(6月28日(日)、7月4日(土)・5日(日))
- 第70回品川区民スポーツ大会(夏季)「第19回ソフトボール大会」(6月28日～7月19日の日曜日)

問い合わせ/スポーツ協会
 ☎3449-4400 Fax3449-4401 http://www.ssa-or.biz/



コミュニティ広場

【区民の伝言板】=区民主催の自主的な活動です 日=センター 水=体育館 木=区民集会所 金=入会金

- 【区民の伝言板】サークル
 ※各団体にお問い合わせください。
- 戸越トリム(火)午後7時。戸越台中。3カ月2,000円。☎1,000円。☎3785-9506小野
 - 源氏前トリムクラブ(火)・(土)午後7時。源氏前小。月750円。☎500円。☎3782-6267池上

- 五反田トリムクラブ(月)午後6時30分。第一日野小。月800円。☎1,000円。☎3443-6987田中
- 南大井トリムクラブ(木)午後1時30分。南大井文化団。月1,000円。☎500円。☎090-1251-7061齊野

- 陶彩会(陶芸) 初心者可。第2・4(水)午後1時。荏原文化団。月2,000円。☎1,000円。☎3447-2340加集
- 声友会(カラオケ) ①(月)午前10時。中小企業団。月4,500円。②(金)午後1時。旗の台文化団。月4,000円。☎090-3575-9725近藤

- 健康太極拳 悠 5月無料体験。第2・3・4(月) 午後7時。城南小。月2,000円。☎090-3814-9419田草川
- すずらん会(カラオケ) 初心者歓迎。①(木)②(金)午後1時。大井一丁目会館。月各5,300円。☎3799-3296大淵

- 銀の工房(シルバーアクセサリー) 体験・見学可。第3(土)午後1時30分。荏原文化団。月2,000円。☎090-2212-3049猪股
- 木曜会(リズム体操) (木)午後6時30分。南品川シルバー団。月2,500円。☎3490-1844平澤

区内中小企業事業者の方へ



問い合わせ/商業・ものづくり課

- 1 中小企業支援係 (☎5498-6334 Fax5498-6380)
- 2~5 産業活性化担当 (☎5498-6352 Fax5498-6338)

こちらからも
アクセスできます



詳しくは品川区中小企業支援サイト <https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/> をご覧いただく
かお問い合わせください。

1 品川区中小企業事業資金融資あっせん「経営変化対策資金2020」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、経営状況に変化が現れた区内中小事業者の方にご利用いただける緊急資金「経営変化対策資金2020」を実施しています。
制度資金/経営変化対策資金2020

制度詳細/

資金用途	運転資金
あっせん限度額	500万円
返済期間	5年以内 (うち据置12カ月)
本人負担利率	3年間無利子、 4年目以降0.2%
信用保証料補助	全額補助

※上記以外にも資金メニューがあります。

2 ビジネス・カタリストを派遣します

各分野の専門家であるビジネス・カタリストが区内中小企業を訪問し、課題解決に向けた各種支援を行います。
※新型コロナウイルス感染症に関する課題への派遣も行っています。

対象/区内に主な事業所を置く中小事業者
相談内容/経営戦略、人材管理・育成、販路開拓・マーケティング、技術開発、生産管理、IT活用、法務・知的財産権、資金調達、雇用環境見直し など
支援回数/年間10回まで
申請期限/3年3月31日(水)

3 雇用環境整備事業助成金

新型コロナウイルス感染症対策のため、次の雇用環境整備に取り組む企業を支援します。

- ① **テレワークの導入**
テレワーク導入のためのコンサルティング経費や導入経費等を助成します。
助成額/対象経費の5分の4(上限100万円)
 - ② **就業規則の改定・見直し**
時差出勤や特別休暇導入等のために就業規則を見直した場合のコンサルティング料等を助成します。
助成額/対象経費の5分の4(上限20万円)
- 共通** **対象**/区内に主な事業所を置く中小事業者
申請期限/①8月31日(月)、②3年2月26日(金)
※1事業者1回限り。

4 新型コロナウイルス感染症に係る社会保険労務士の無料相談窓口を開設します

新型コロナウイルス感染症により、雇用環境の見直しや国の助成金の活用などを行う区内中小企業向けに社会保険労務士による無料相談窓口を開設しています。
対象/区内に主な事業所を置く中小事業者
相談内容/雇用環境の整備(テレワーク導入など)、就業規則の見直し、国の助成金(雇用調整助成金等)の活用など
開設期間/9月30日(水)まで
開設時間/月~金曜日午後1時~5時(祝日を除く)
会場・申込方法/前日までに、電話で武蔵小山創業支援センター(小山3-27-5 ☎5749-4540)へ
※つながらない時は☎070-1575-6920へ。

5 雇用環境安定化事業助成金

新型コロナウイルス感染症に係る国の助成金を受けようとする中小企業に対し、申請に要する社会保険労務士の代行費用等を助成します。
助成対象経費/次の助成金の申請に要する社会保険労務士への事務手数料(1事業者各1回限り)
①雇用調整助成金
②小学校休業等対応助成金 など
対象/区内に主な事業所を置く中小事業者
助成金額/対象経費の10分の10(上限10万円)
申請期限/3年2月26日(金)

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)患者の報告が都内で日々増加しています。不要不急の外出は控え、咳エチケットや手洗いなどの確実な実施がとて重要。感染予防に一人ひとりが確実に努めていただくようお願いいたします。

新型コロナウイルスに関する感染の予防、心配な症状や対応などについての相談

- 品川区電話相談窓口 ☎5742-9108 受付時間/月~金曜日午前9時~午後5時(祝日を除く)
- 東京都電話相談窓口(コールセンター) ☎0570-550571 Fax5388-1396
受付時間/午前9時~午後9時(土・日曜日、祝日も実施)
- 厚生労働省の電話相談窓口 ☎0120-565653 Fax3595-2756
受付時間/午前9時~午後9時(土・日曜日、祝日も実施)

次の症状がある方は「新型コロナ受診相談窓口」にご相談ください。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合。
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

新型コロナ
受診相談窓口 | ☎5742-9105 受付時間/月~金曜日=午前9時~午後5時(祝日を除く)
☎5320-4592 受付時間/月~金曜日=午後5時~翌日午前9時。土・日曜日、祝日=終日

テレビ5月

しながわホットほっと
地デジ11チャンネル

ケーブルテレビ品川
毎日7時・10時・13時・19時・
22時から5回放送(*土曜切り替え)

	00分~	10分~	20分~	30分~
土			三之助の笑顔いっぱい とっておきの品川 新ビデオ通話で皆さんの今 を伺います。	区からのお知らせ * ジュニア・リーダー教室 50周年企画 ~仲間とつくる、 忘れられない一年~ 年間を通じて、学校も 学年も違う仲間と一緒に 力を合わせ、いろいろ なことにチャレンジする ジュニア・リーダー教室。 昭和44年から続けられて いる活動が、50周年を迎え ました。その活動と歩みを ぜひご覧ください。
日	復活! しながわ探検隊 ※わ! しながわニュースは休止 します。		こんなときわ! 区役所へ 町会・自治会/まもるっち	
月			つなごう品川 新豊六睦会/新品川SCDC	
火			品川歴史探訪 大森貝塚とモース博士	
水			サヘル・ローズの天晴! 品川 サヘルの薔薇(ローズ)と♡ 癒しのスポット	
木	泉麻人 しながわ 土地の記憶 蛇窪	三之助の 笑顔いっぱい とっておきの品川 東五反田食堂	しながわのチカラ 品川砲台物語	
金	新ジュニア・リーダー教室 50周年企画~仲間とつくる、忘れられない一年~ (5月1・8・15日:前編/22・29日:後編)			

一部の番組は品川区公式 YouTube チャンネルでもご覧になれます

圏広報広聴課 (☎5742-6612 Fax5742-6870)
加入について▶ケーブルテレビ品川 ☎0120-559-470



ラジオ

ほっとラジオしながわ
88.9MHz

月~金曜日 午前11時~11時30分
(再放送:午後10時~10時30分)

区広報番組「ほっとラジオしながわ」は、区民の皆さんと作る地域密着の情報番組です!
※一部内容を変更して放送します。

JCBA インターネット
サイマルラジオでも
聴くことができます



パソコン・携帯

しながわ情報メール
「しなメール」

しなメールでは、区の情報や防災気象情報を電子メールで配信しています。右のコードを読み取るか、<https://mail.cous.jp/shinagawa/>へアクセスして登録してください。



圏広報広聴課
(☎5742-6631 Fax5742-6870)

ラジオ

しながわインフォ
89.7MHz
インターエフエム放送

午前6時56分から3分間
生活情報のほか、災害時には災害情報を放送します。

放送言語	(月)	中国語・日本語
	(火)	韓国語・日本語
	(水)	タガログ語・日本語
	(木)・(金)	英語・日本語

緊急情報発信ダイヤル

☎3777-2292

緊急時・災害時などに、区ホームページ、しなメール、品川区ツイッターなどで発信する緊急情報を音声で聞くことができます。

圏広報広聴課
(☎5742-6631 Fax5742-6870)

人口と世帯 (令和2年4月現在)

世帯	227,393世帯	人口総数	404,823人	日本人人口	390,832人	男	191,721人	女	199,111人	外国人人口	13,991人	男	6,879人	女	7,112人
----	-----------	------	----------	-------	----------	---	----------	---	----------	-------	---------	---	--------	---	--------